

奈良県訓令第十一号

各部課室

各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第十五号中「道路政策官」の下に「、防災政策官」を加える。

別表第三中「自動車税事務所 野外活動センター」を「自動車税事務所」に改め、「総務課長（）」の下に「美術館に係るものうちあらかじめ事務職員である副館長が指定するものについては技術職員である副館長、」を加え、「、技術職員」を「技術職員」に改め、同表なら歴史芸術文化村の項を次のように改める。

野外活動センター	総務・活動支援課長
----------	-----------